

特定の者(第3号研修)実施研修の流れ

1. 東松山市総合福祉エリアから研修の指導看護師としての依頼をお受けいただいた後
↓
2. 総合福祉エリアへ指導看護師として登録していただく
(履歴書(太枠内記入)と、資格書類(看護師免許証及び指導者研修修了証)の写しをご返送ください)
↓
3. 対象者若しくは家族への趣旨を説明して承諾(同意書)を得る
↓
4. ご利用者に関わるスタッフにて、会議をし研修計画を立案
(指導看護師は実地研修実施機関として会議に参加してください)
↓
5. 医師に指示書の交付を依頼
→事前に対象者、受講者、指導看護師と外来訪問、日時を決める
(実地研修実施機関宛に作成していただきます。指示書料は、受講生から医師に支払う)
参考：当日必要書類(医師宛依頼書・同意書・手順の覚書・評価表等)
↓
6. 対象者、指導看護師、介護職員が相談の上、現場演習及び実地研修の日程を決定
↓
7. 現場演習の実施(手順に沿って行う)
(声をかけながら、全ての手順が「ア」でできて、全部一回揃えば、実施研修へ)
↓
8. 実施研修を下記の評価基準にて実施

実地研修評価判定基準

ア	1人で実施できる。 評価項目について手順通りに実施できている。
イ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 実施後に指導した。
ウ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 その場では見過ごせないレベルであり、その場で指導した。
エ	1人での実施を任せられるレベルにはない。

9. 連続2回「ア」の手順どおりに実施できた場合、実施研修終了とする。
(医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施)
↓
10. 「ア」が二列連続でそろったら、評価票(原本)、同意書(コピー)、指示書(コピー)を東松山市総合福祉エリアへ送付
↓
11. 東松山市総合福祉エリアより支払通知書の送付ののち、講師費用振込
※詳細につきましては「現場演習及び実地研修講師(指導看護師)マニュアル」をご参照ください。

【お問い合わせ】 ひがしまつやま市総合福祉エリア 研修担当
〒355-0005 埼玉県東松山市大字松山2183
TEL 0493-21-5556
FAX 0493-25-3305